

令和8年度インターンシップ受入企業支援事業運営業務 企画提案仕様書

1 業務の概要

(1) 業務名

インターンシップ受入企業支援事業運営業務

(2) 業務の目的

少子高齢化や若年者の県外流出により市内企業において新規学卒者の採用競争が年々厳しさを増している中、インターンシップ（※）プログラムの作成や見直し、受入体制の構築などを支援することで、大学生等のインターンシップ参加を促し、市内企業における新規学卒者の確保と入社後の業務内容のミスマッチ等による早期離職の防止を図る。

※本事業におけるインターンシップとは、「インターンシップを始めとする学生のキャリア形成支援に係る取組の推進に当たっての基本的考え方」（3省合意（文部科学省・厚生労働省・経済産業省。令和4年一部改正。））における、タイプ3（汎用型能力・専門活用型インターンシップ）、タイプ4（高度専門型インターンシップ（試行））にタイプ1（オープン・カンパニー）、タイプ2（キャリア教育）を含めたものと定義する。

(3) 業務の内容

- ①インターンシップ受入等支援セミナーの開催
- ②アドバイザー派遣による個別相談支援

(4) 業務委託の期間

契約締結日から令和9年3月19日（金）まで

2 インターンシップ受入等支援セミナーの概要

(1) 目的

新規学卒者の採用におけるインターンシップの重要性やインターンシップの実施方法、受入体制などの基本的な知識のほか、県内外の企業が実施している事例の紹介など、インターンシップ制度について幅広い知識を習得できるセミナーを開催することで、市内企業におけるインターンシップ実施の意識醸成を図る。

(2) 内容

インターンシップ導入の有無に関わらず、インターンシップの重要性や基本的な知識のほか、県内外の企業が実施している事例の紹介など、インターンシップ制度について幅広い知識を習得できる内容とすること。

※下記内容のほか事業の趣旨に合致する内容であれば、幅広い企画提案を可能とする。

- ・インターンシップ制度や動向について
- ・インターンシップを実施する目的
- ・インターンシップを実施するための受入体制
- ・インターンシップの実施方法
- ・インターンシップ受入事例の紹介 等

(3) 実施回数

1回もしくは2回

(4) 参加対象者

八戸市内に事業所を有する企業でインターンシップの導入を検討している企業及びインターンシップを導入済みでプログラムの見直し等を検討している企業
(目標企業数：セミナー1回あたり20社以上)

(5) 開催時期等

①開催時期

令和8年8月～10月の平日

②実施時間

1回あたり2～4時間程度

③実施場所(会場)

八戸市内ホテル、会議室等

④実施方法

対面形式

なお、本業務で提供するサービスは無料で行うこととし、受講者から金銭を徴収しないものであること。

(6) 司会・進行及び機材の手配

司会・進行及び本業務を実施するために必要な機器(音響含む)や回線については、全て受託者において手配・実施すること。

(7) 周知

- ・参加者募集に係る周知用チラシ、新聞等への広告掲載については、その作成から配布、掲載について全て受託者において実施すること。
- ・周知用チラシの配布や新聞等への広告掲載以外の周知にも努め、セミナーの参加者を増加させる周知方法の提案を行うこと。

(8) アンケート作成・集計

- ・セミナー参加者に対するアンケート調査を実施することとし、その作成、集計について、全て受託者において実施すること。
- ・アンケート内容については、委託者と協議の上、実施すること。

(9) 予約申込

- ・セミナーへの参加方法は事前予約制とし、予約の申込受付については、受託者が実施すること。
- ・参加希望者が申込を行いやすい受付方法等の提案を行うこと。

(10) セミナー当日の受付、案内・誘導等

セミナー参加者の受付、案内・誘導等については、全て受託者が行うこととし、講演中の講師、参加者へのサポートも含め、適宜実施すること。

3 アドバイザー派遣による個別相談支援の概要

(1) 目的

企業の現状に即したインターンシッププログラムの作成や見直しのほか、受入体制の構築などを支援することで、市内企業におけるインターンシップの導入を推進する。

(2) 内容

2のセミナー受講企業を対象に、①インターンシップを導入する企業②インターンシップを導入済みの企業に応じた支援を行う。

- ①インターンシップを導入する企業
 - ・プログラムの作成支援
 - ・受入体制支援や募集方法の提案 等

- ②インターンシップを導入済みの企業
 - ・プログラムの改善支援
 - ・受入体制や募集方法の見直し支援 等

なお、本事業の委託期間内での学生の募集や受入は必須としないが、個別相談支援を受けた企業が自社のみで学生の募集や受入が可能となるような支援を行うこと。

(3) 参加対象者

- ①2のセミナーを受講した企業のうちインターンシップを導入する企業
(目標企業数：5社以上)
- ②2のセミナーを受講した企業のうちインターンシップを導入済みの企業
(目標企業数：5社以上)

(4) 実施時期等

- ①実施時期
令和8年9月～令和9年2月
- ②実施方法
事業所への訪問又はオンラインを利用して実施する
- ③その他
 - ・1ヶ月に1回以上の相談実施を必須とする(ただし、事業所の都合等により、やむを得ず実施できない場合を除く)
 - ・相談内容や進捗状況を委託者へ定期的に報告すること(1ヶ月に1回程度)
 - ・オンラインのコミュニケーションツールを活用して、きめ細やかな対応ができる体制で実施すること

4 業務実施体制

本業務が円滑に実施されることが可能な体制を構築するため、本業務の責任者・担当者を配置し、やむを得ない場合を除いて変更してはならない。

5 経費

本業務の実施に係る一切の経費は委託料に含むものとする。

6 成果品

- (1) チラシ2部、電子ファイル一式
- (2) 事業報告書(A4版 様式任意)2部、電子ファイル一式

7 業務の実施

本業務の実施にあたっては、受託者は委託者と協議又は打合せを行うとともに、委託者の指示に従い、誠実に業務を遂行するものとする。

8 その他

- (1) セミナー及び個別相談の進行状況により、適宜休憩時間を設けること。
- (2) セミナー及び個別相談の実施上知り得た個人情報や漏えい及び利用しないこと。
- (3) セミナー及び個別相談実施後、実施報告書を提出すること。
- (4) その他この仕様書によらないものは、委託者との協議の上、決定するものとする。